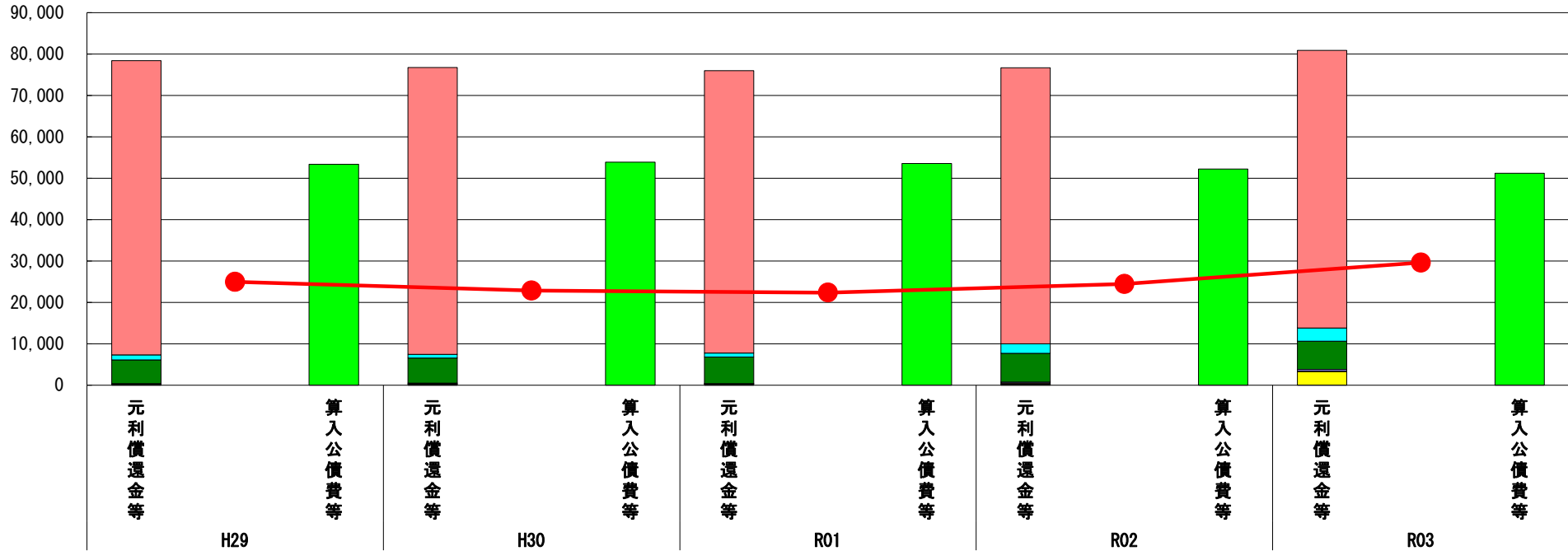


(9) 実質公債費比率（分子）の構造（都道府県）

令和3年度

奈良県

(百万円)



(百万円)

分子の構造		年度				
		H29	H30	R01	R02	R03
元利償還金等 (A)	元利償還金	71,022	69,338	68,217	66,699	67,011
	減債基金積立不足算定額※	1,228	857	918	2,328	3,197
	満期一括償還地方債に係る年度割相当額	5,733	6,083	6,433	6,957	6,840
	公営企業債の元利償還金に対する繰入金	79	76	6	207	327
	組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等	129	226	228	239	162
	債務負担行為に基づく支出額	201	184	183	289	3,339
	一時借入金の利子	-	-	-	-	-
算入公債費等 (B)	算入公債費等	53,406	53,878	53,587	52,234	51,253
(A) - (B)	実質公債費比率の分子	24,986	22,886	22,398	24,485	29,623

分析欄

実質公債費比率（分子）について、平成29年度から令和元年度にかけては、元利償還金が減少したことにより、減少傾向にあった。令和元年度から令和2年度にかけても、元利償還金は引き続き減少してきたが、令和3年度は、令和2年度からの新型コロナに関する経済対策として実施した制度融資の利子補給費の増加などにより、元利償還金が増加し、実質公債費比率（分子）は増加した。

本県では、投資的経費に充当する通常債について発行抑制に努めており、また発行する場合は交付税措置のある財源的に有利な地方債の活用を努めている。

(参考)

(百万円)

※ 減債基金積立状況等		年度				
		H28末	H29末	H30末	R01末	R02末
※ 減債基金積立状況等	減債基金残高(注)	4,050	6,950	10,715	15,300	17,835
	減債基金積立相当額	15,383	19,450	23,867	28,633	30,590

分析欄

減債基金積立相当額の積立ルールが、毎年度の積立額を発行額の30分の1と設定しているのに対して、本県では新発定時償還と同様、最初の3年を据置期間としているため、減債基金残高と減債基金積立相当額に乖離が生じている。なお、据置期間終了後は、年率4%（満期一括償還

(注) 減債基金残高のうち、実質公債費比率の算定に用いる満期一括償還地方債の償還の財源として積み立てた額に係るもののみを記入。減債基金積立金の年度を超えた一般会計又は特別会計への貸付額は控除して記入。